

株 主 各 位

大阪府中央区今橋四丁目1番1号
日本商業開発株式会社
代表取締役社長 松岡 哲也

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階 ザ・セントラルルーム
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.ncd-jp.com>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、異次元の金融緩和により円高修正や株価上昇が進むなか、堅調な国内需要に支えられ、緩やかに回復基調が続いております。ただ、米国の量的緩和縮小による新興国不安が顕在化し、さらに中国における理財商品などの債務不履行への警戒は中国リスクとして国際経済の先行に根強く影を落としており、わが国経済も予断を許さない状況にあります。

不動産及び不動産金融業界におきましては、安倍政権の経済政策（アベノミクス）を支えに不動産市況は活況を呈し、また、2020年の東京オリンピック開催が決定したこともあり、東京、大阪、名古屋の三大都市圏平均では住宅地、商業地ともに地価の上昇基調が強まっております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当連結会計年度において、来期以降に売上が見込める東京都渋谷区神宮前案件を筆頭に優良案件の仕入れを加速するとともに、新しい形のJINUSHIファンドの発掘に傾注することで、過去最高水準の利益を実現することができました。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,828,795千円（前年同期比64.8%増）、経常利益は973,302千円（同110.6%増）、当期純利益は666,706千円（同109.7%増）となりました。

(事業部門別売上高)

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比(%)
不動産投資事業	10,277,344	94.9	70.4
サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業	310,978	2.9	△3.1
企画・仲介事業	240,472	2.2	9.0
合計	10,828,795	100.0	64.8

②設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、本格的な仕入が加速したことから金融機関から借入金21,810,000千円を調達するとともに自己資金をもって新規販売用不動産を購入いたしました。

また、金融機関からの借入金9,174,802千円を計画どおり返済いたしました。

なお、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、金融機関2行とそれぞれ300,000千円（平成23年9月契約締結）、1,000,000千円（平成24年3月契約締結）のコミットメントライン契約を締結しておりますがこれらの期間を延長いたしました。当連結会計年度末における当該コミットメントライン契約による借入残高はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成23年 3 月期)	第 12 期 (平成24年 3 月期)	第 13 期 (平成25年 3 月期)	第 14 期 (平成26年 3 月期)
売 上 高(千円)	1, 141, 253	9, 973, 948	6, 572, 586	10, 828, 795
経 常 利 益(千円)	194, 693	728, 321	462, 230	973, 302
当 期 純 利 益(千円)	317, 491	393, 700	317, 920	666, 706
1株当たり当期純利益(円)	71. 47	88. 63	71. 57	144. 14
総 資 産(千円)	5, 189, 677	2, 917, 818	6, 705, 844	20, 489, 188
純 資 産(千円)	867, 423	1, 247, 444	1, 518, 832	2, 232, 272
1株当たり純資産額(円)	181. 89	268. 14	329. 89	457. 28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 第14期(当連結会計年度)の状況につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成23年 3 月期)	第 12 期 (平成24年 3 月期)	第 13 期 (平成25年 3 月期)	第 14 期 (平成26年 3 月期)
売 上 高(千円)	849, 653	5, 747, 346	6, 572, 586	8, 346, 177
経 常 利 益(千円)	52, 702	182, 507	470, 245	682, 246
当 期 純 利 益(千円)	250, 383	126, 241	700, 859	492, 032
1株当たり当期純利益(円)	56. 37	28. 42	157. 78	106. 38
総 資 産(千円)	1, 561, 847	2, 875, 017	6, 656, 822	13, 625, 219
純 資 産(千円)	697, 230	812, 881	1, 470, 114	1, 996, 855
1株当たり純資産額(円)	156. 96	183. 00	330. 96	421. 41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
新日本商業開発株式会社	80,000千円	65%	商業施設の開発及び運営
株式会社 J	10,000千円	100%	商業施設の開発及び運営

(注) 株式会社 J は、平成25年6月19日に設立しております。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、引き続き堅調な国内需要に支えられ、緩やかに回復基調が続いてゆくものと考えられますが、米国の量的緩和の縮小による新興国経済への影響、中国の影の銀行問題、さらにはウクライナ情勢の緊迫化など国際経済においては懸念材料は事欠かない情勢にあります。

不動産及び不動産金融業界におきましては、異次元の量的緩和の継続と2020年の東京オリンピック開催決定により都心のマンション・住宅等の不動産への投資が活発になっており、不動産市場は活況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループの翌連結会計年度の方針といたしまして、引き続き当社グループの主力事業であります「JINUSHIビジネス」を中心に不動産投資事業において、なお一層の新規販売用不動産の仕入を積極的に行ってまいります。また、今後も長期にわたる安全で安定的な投資機会としての新たなJINUSHIファンドへの不動産投資商品の投資を加速させ、増収増益を目指し「JINUSHIビジネス」の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、不動産投資事業、サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業及び企画・仲介事業を行っており、各事業は以下のとおりであります。

事業セグメント名	事業内容
不動産投資事業	当社のビジネスモデルであるJINUSHIビジネスの手法により、当社が開発した不動産投資商品をファンドや投資家等に売却する事業を行っております。
サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業	当社が土地所有者から土地を借り受けて土地の借り手であるテナントに転貸するサブリース事業、当社保有の物件をテナントに賃貸する賃貸借事業及びファンド等からの不動産の運営管理であるプロパティマネジメント等を受託するファンドフィー事業を行っております。
企画・仲介事業	当社独自のノウハウをコンサルティングで提供する企画事業及び不動産の売買を仲介する仲介事業を行っております。

(6) 主要な営業所（平成26年3月31日現在）

①当 社

本 社 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング4階
東京支店 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル5階
名古屋事務所 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー40階

②子会社

新日本商業開発株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル5階
株式会社 J 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング4階

(7) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	1名増	46.0歳	5.7年

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,550,000千円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	3,436,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,500,000
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	1,200,000
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,000,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	600,000
株 式 会 社 徳 島 銀 行	600,000
株 式 会 社 み な と 銀 行	500,000
北 お お さ か 信 用 金 庫	193,320

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

①発行可能株式総数 16,000,000株

(注) 当社は、平成25年4月1日付の株式分割及び平成25年7月1日付の株式分割に伴い、発行可能株式総数は、15,960,000株増加いたしました。

②発行済株式の総数 4,738,000株（自己株式47株を含む）

(注) 1. 当社は、平成25年4月1日付の株式分割及び平成25年7月1日付の株式分割により、発行済株式の総数は、4,430,895株増加いたしました。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が296,000株増加しております。

③株主数 3,432名

④大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
松岡哲也	2,714,900株	57.30%
中谷宅雄	215,800	4.55
永岡幸憲	144,000	3.03
西羅弘文	144,000	3.03
入江賢治	130,200	2.74
丸井啓彰	128,000	2.70
笠井剛	85,500	1.80
堀井敏雄	72,400	1.52
原田博至	63,600	1.34
株式会社ニチレイ	52,000	1.09

(注) 1. 持株比率は、自己株式（47株）を控除して計算しております。

2. 当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。

⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

発行決議の日		平成18年3月10日	平成18年10月13日
新株予約権の数		1,850個	85個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 740,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 34,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 150,000円	1個当たり 150,000円
新株予約権の行使期間		平成18年3月10日から 平成28年2月29日まで	平成20年3月1日から 平成28年2月29日まで
新株予約権の行使条件		(注1)	(注2)
役員 の 保有 状況	取締役	保有者数 1名 保有数 1,850個 目的である株式の数 740,000株	保有者数 3名 保有数 45個 目的である株式の数 18,000株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 5個 目的である株式の数 2,000株

- (注) 1. a. 新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた者が、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、その後も権利を行使することができる。
- b. 新株予約権の質入れその他処分は、これを認めないものとする。
2. a. 新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた者が、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、その後も権利を行使することができる。
- b. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において当社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合は、その後も権利を行使することができる。
- c. 新株予約権の質入れその他処分は、これを認めないものとする。
3. 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

②当事業年度中に使用人に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は平成25年11月11日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権（有償ストックオプション）を発行することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

新株予約権の数	2,252個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 225,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 104,800円
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から 平成30年11月25日まで
新株予約権の行使条件	(注1)
保有状況	(注2)

- (注) 1. a. 新株予約権者は、平成27年3月期の当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における当期純利益をいい、以下同様とする。）が800,000千円を超過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当期純利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。
- b. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- c. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- d. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- e. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2.

	保有者数	保有数	目的である株式の数
当社取締役	3名	1,000個	100,000株
当社監査役	3名	200個	20,000株
当社従業員	17名	1,052個	105,200株

(3) 会社員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松岡哲也	
専務取締役	永岡幸憲	東京営業本部長 新日本商業開発株式会社 代表取締役社長
常務取締役	西羅弘文	投資運用本部長
常務取締役	原田博至	大阪営業本部長
取締役	入江賢治	財務・経理本部長
取締役	西岡卓志	総務・人事本部長
常勤監査役	尾崎一義	
監査役	清水章	公認会計士・税理士、株式会社フェイス社外監査役
監査役	谷口嘉広	株式会社アラミス監査役

- (注) 1. 監査役尾崎一義氏、清水章氏及び谷口嘉広氏は、いずれも社外監査役であります。
2. 監査役清水章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役尾崎一義氏は、名古屋証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
4. 取締役澁谷正氏は、平成25年5月17日に一身上の都合で辞任いたしました。
5. 監査役志村光一氏は、平成25年6月26日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって一身上の都合で辞任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	191,859千円
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	18,681 (18,681)
合計	11	210,540

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成25年5月17日に退任した取締役1名、及び平成25年6月26日開催の第13期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

③社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	尾 崎 一 義	当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、常勤監査役として日頃より当社営業部門及び管理部門の現場を視察し、業務実態を把握したうえで改善を要請する立場から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会17回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	清 水 章	当事業年度開催の取締役会26回のうち24回出席し、公認会計士及び税理士として専門的な見地から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会17回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	谷 口 嘉 広	就任後開催の取締役会20回のうち19回出席し、大手上場企業の常勤監査役として培った豊富な経験と見識のもと、議案・審議等について当社のコンプライアンス体制の構築・維持について率直な発言を行っております。 また、就任後開催の監査役会13回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

大阪監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,125千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,125千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会及び監査役会において検討いたします。

(5) 会社の体制及び方針

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えております。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

- ii. コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役に報告する。
- iii. 社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。
- iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 総務・人事担当取締役は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 決裁申請書
 - ・ その他経営上重要な文書
- ii. 総務・人事担当取締役は、前記 i. に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。
- iii. 総務・人事担当取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。
- ii. 社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。
- iii. 社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。
- iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

- v. 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
- ii. 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - a. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - b. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。
 - c. 各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - d. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。
 - e. 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - f. e. の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ii. 重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。
- iii. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項

- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査役の同意を得るものとする。
- ii. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。

⑦使用人の取締役からの独立性に関する事項

- i. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。
- ii. 当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- i. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。
- ii. 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 代表取締役社長は、監査役からの要請に応じて監査役会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- ii. 取締役は、監査役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- iii. 取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要するものとし、監査役からの要請があるときは、十分説明するものとする。
- iv. 内部監査人は、監査役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- v. 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。
- vi. 監査役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。
- vii. 監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

⑪反社会的勢力を排除するための体制

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

ii. 反社会的勢力排除体制の整備

- a. 反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。
- b. 本社総務・人事本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。
- c. 警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,154,967	流 動 負 債	2,484,169
現金及び預金	3,055,086	営業未払金	24,889
営業未収入金	8,232	短期借入金	1,000,000
販売用不動産	16,682,153	1年内返済予定の長期借入金	210,766
前渡金	174,200	未払金	22,969
前払費用	201,060	未払費用	5,098
繰延税金資産	34,235	リース債務	18,348
固 定 資 産	334,221	未払法人税等	283,226
有形固定資産	76,567	未払消費税等	6,884
建物	20,753	預り金	10,591
工具、器具及び備品	5,342	前受収益	31,243
土地	3,758	1年内返還予定の預り保証金	870,150
リース資産	46,713	固 定 負 債	15,772,746
無形固定資産	1,086	長期借入金	15,575,208
商標権	874	リース債務	30,583
その他	212	繰延税金負債	1,499
投資その他の資産	256,566	長期預り敷金保証金	165,455
投資有価証券	19,960	負 債 合 計	18,256,915
出資金	451	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	178,533	株 主 資 本	2,163,856
長期前払費用	50,378	資本金	249,780
その他	7,868	資本剰余金	228,225
貸倒引当金	△625	利益剰余金	1,685,931
		自己株式	△79
		その他の包括利益累計額	2,713
		その他有価証券評価差額金	2,713
		新株予約権	225
		少数株主持分	65,477
		純 資 産 合 計	2,232,272
資 産 合 計	20,489,188	負債・純資産合計	20,489,188

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,828,795
売 上 原 価		8,556,198
売 上 総 利 益		2,272,596
販売費及び一般管理費		832,069
営 業 利 益		1,440,526
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	541	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	358	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	508	
そ の 他	158	1,566
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	155,106	
資 金 調 達 費 用	310,387	
そ の 他	3,297	468,791
経 常 利 益		973,302
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,700	
違 約 金 収 入	92,429	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	95,143
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,495	4,495
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,063,951
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	353,784	
法 人 税 等 調 整 額	31,434	385,218
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		678,732
少 数 株 主 利 益		12,025
当 期 純 利 益		666,706

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	194,280	172,725	1,096,960	－	1,463,965
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	55,500	55,500			111,000
剰 余 金 の 配 当			△77,735		△77,735
当 期 純 利 益			666,706		666,706
自 己 株 式 の 取 得				△79	△79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	55,500	55,500	588,971	△79	699,891
当 期 末 残 高	249,780	228,225	1,685,931	△79	2,163,856

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,416	1,416	－	53,451	1,518,832
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					111,000
剰 余 金 の 配 当					△77,735
当 期 純 利 益					666,706
自 己 株 式 の 取 得					△79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,297	1,297	225	12,025	13,548
当 期 変 動 額 合 計	1,297	1,297	225	12,025	713,440
当 期 末 残 高	2,713	2,713	225	65,477	2,232,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 2社
- ②連結子会社の名称 新日本商業開発株式会社
株式会社J

当連結会計年度において、新規設立に伴い子会社となった株式会社Jを追加しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

i. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii. たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～18年

工具、器具及び備品 5～20年

ii. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- iii. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して
おります。
- iv. 長期前払費用 均等償却を採用しております。
なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

i. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しておりますが、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を適用しております。

ii. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

iii. ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で借入金の金利変動リスクをヘッジする手段としての金利スワップ取引を利用することとしております。なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

iv. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

i. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

ii. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産 16,682,153千円

②担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 1,000,000千円

1年内返済予定の長期借入金 113,932千円

長期借入金 15,272,068千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 76,920千円

(3) コミットメントライン

当社グループは、資金調達機の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関2行と相対型コミットメントラインの契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,300,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,300,000千円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入残高1,300,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 平成26年3月決算期以降の各年度決算期の末日における借入人の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成25年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

イ. 平成26年3月決算期以降の各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

当連結会計年度末の借入残高2,000,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 各事業年度末日時点の借主の報告書等の貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度末日時点の借主の報告書等の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%相当額又は1,102,000千円のどちらか高い方の金額以上に維持すること。

イ. 各事業年度末日時点の借主の報告書等の損益計算書上の経常損益を、2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度末の借入残高2,400,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成25年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

イ. 借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上しないこと。

当連結会計年度末の借入残高5,550,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 連結貸借対照表の純資産合計金額を平成25年3月期及び直前決算期の末日における同表の純資産合計金額の80%以上に維持すること。

イ. 連結損益計算書の経常損益を損失としないこと。

当連結会計年度末の借入残高600,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 債務者である新日本商業開発株式会社は、毎年3月、6月、9月及び12月の各末日における債務者の試算表における現預金の金額を120,000千円以上にそれぞれ維持すること。

イ. 債務者である新日本商業開発株式会社の平成26年3月決算期及び平成27年3月決算期の各末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、平成26年3月決算期及び平成27年3月決算期について60,000千円以上にそれぞれ維持すること。

ウ. 債務者である新日本商業開発株式会社の各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上における有利子負債の合計金額を1,000,000千円以下に維持すること。(但し、貸付人の事前の書面による承諾を得た場合は除く)

当連結会計年度末の借入残高1,000,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

- ア. 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される営業損益において損失を計上したとき。
- イ. 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される負債の部の合計金額が単体の貸借対照表に記載される資産の部の合計金額を上回ったとき。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,738,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成25年6月26日開催の第13期定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
77,735千円	7千円	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(注) 当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、株式分割前の金額であります。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月26日開催の第14期定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
165,828千円	利益剰余金	35円	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

	平成18年3月10日取締役会決議分	平成18年10月13日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	740,000株	34,000株
新株予約権の残高	1,850個	85個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によることを基本方針としております。

なお、現在のところ一時的な資金は借入金の返済を優先しており、デリバティブ取引による投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されています。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

賃借物件等において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されていますが、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署から報告に基づき担当部署が月次で資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。

また、支払金利の変動リスクを回避し固定化を図るため、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引によるものであり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」(4) 会計処理基準に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	3,055,086千円	3,055,086千円	－千円
②営業未収入金	8,232	8,232	
貸倒引当金（*1）	－	－	
	8,232	8,232	－
③投資有価証券			
其他有価証券	8,960	8,960	－
資産計	3,072,278	3,072,278	－
①営業未払金	24,889	24,889	－
②短期借入金	1,000,000	1,000,000	－
③1年内返済予定の長期借入金	210,766	210,766	－
④リース債務（*2）	48,932	48,825	△106
⑤未払法人税等	283,226	283,226	－
⑥長期借入金	15,575,208	15,556,253	△18,954
負債計	17,143,022	17,123,961	△19,060

(*1) 営業未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) リース債務は、リース債務（流動）とリース債務（固定）の合計金額であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

①営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金のうち、固定金利によるものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(「6. デリバティブ取引関係に関する注記」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「6. デリバティブ取引関係に関する注記」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
①非上場株式等 (*1)	11,000千円
②敷金及び保証金 (*2)	178,533
③1年内返還予定の預り保証金 (*3)	870,150
④長期預り敷金保証金 (*3)	165,455

(*1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(*3) 賃貸物件における賃借人から預託されている1年内返還予定の預り保証金及び長期預り敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

6. デリバティブ取引関係に関する注記

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時 価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	386,000千円	378,280千円	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 457円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 144円14銭 |

当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,186,998	流 動 負 債	2,005,618
現金及び預金	1,893,913	営業未払金	23,889
営業未収入金	8,232	短期借入金	1,000,000
販売用不動産	10,534,529	1年内返済予定の長期借入金	210,766
前渡金	174,200	リース債務	18,348
前払費用	114,544	未払金	22,960
繰延税金資産	24,324	未払費用	5,098
関係会社短期貸付金	430,000	未払法人税等	168,980
その他	7,253	未払消費税等	6,884
固 定 資 産	438,221	預り金	10,450
有 形 固 定 資 産	76,567	前受収益	26,943
建物	20,753	1年内返還予定の預り保証金	511,295
工具、器具及び備品	5,342	固 定 負 債	9,622,746
土地	3,758	長期借入金	9,425,208
リース資産	46,713	リース債務	30,583
無 形 固 定 資 産	1,086	繰延税金負債	1,499
商標権	874	長期預り敷金保証金	165,455
ソフトウェア	212	負 債 合 計	11,628,364
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	360,566	株 主 資 本	1,993,916
投資有価証券	19,960	資本金	249,780
関係会社株式	124,000	資本剰余金	228,225
出資金	451	資本準備金	228,225
敷金及び保証金	158,533	利 益 剰 余 金	1,515,990
長期前払費用	50,378	その他利益剰余金	1,515,990
その他	7,868	繰越利益剰余金	1,515,990
貸倒引当金	△625	自 己 株 式	△79
		評価・換算差額等	2,713
		その他有価証券評価差額金	2,713
		新 株 予 約 権	225
資 産 合 計	13,625,219	純 資 産 合 計	1,996,855
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,625,219

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,346,177
売 上 原 価		6,612,368
売 上 総 利 益		1,733,809
販売費及び一般管理費		794,840
営 業 利 益		938,969
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,692	
受 取 手 数 料	1,900	
受 取 配 当 金	86	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	358	
そ の 他	555	10,592
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101,211	
資 金 調 達 費 用	163,074	
そ の 他	3,029	267,315
経 常 利 益		682,246
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,700	
違 約 金 収 入	92,429	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	95,143
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,495	4,495
税 引 前 当 期 純 利 益		772,895
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239,517	
法 人 税 等 調 整 額	41,345	280,862
当 期 純 利 益		492,032

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	194,280	172,725	172,725	1,101,693	1,101,693	—	1,468,698
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	55,500	55,500	55,500				111,000
剰余金の配当				△77,735	△77,735		△77,735
当 期 純 利 益				492,032	492,032		492,032
自己株式の取得						△79	△79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	55,500	55,500	55,500	414,297	414,297	△79	525,218
当 期 末 残 高	249,780	228,225	228,225	1,515,990	1,515,990	△79	1,993,916

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,416	1,416	—	1,470,114
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				111,000
剰余金の配当				△77,735
当 期 純 利 益				492,032
自己株式の取得				△79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,297	1,297	225	1,522
当期変動額合計	1,297	1,297	225	526,740
当 期 末 残 高	2,713	2,713	225	1,996,855

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------|---|
| ①子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ②その他有価証券
時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ③たな卸資産
販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ①有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし、建物（附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 8～18年
工具、器具及び備品 5～20年 |
| ②無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④長期前払費用 | 均等償却を採用しております。
なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。 |

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しておりますが、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で借入金の金利変動リスクをヘッジする手段としての金利スワップ取引を利用することとしております。なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

②連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	10,534,529千円
--------	--------------

②担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	1,000,000千円
-------	-------------

1年内返済予定の長期借入金	113,932千円
---------------	-----------

長期借入金	9,122,068千円
-------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	76,920千円
--------------------	----------

(3) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

新日本商業開発株式会社	390,000千円
-------------	-----------

株式会社J	5,550,000千円
-------	-------------

(4) 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

短期金銭債権	7,253千円
--------	---------

(5) コミットメントライン

当社は、資金調達機の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関2行と相対型コミットメントラインの契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

(6) 財務制限条項

当事業年度末の借入残高1,300,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 平成26年3月決算期以降の各年度決算期の末日における借入人の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成25年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

イ. 平成26年3月決算期以降の各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

当事業年度末の借入残高2,000,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 各事業年度末日時点の借主の報告書等の貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度末日時点の借主の報告書等の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%相当額又は1,102,000千円のどちらか高い方の金額以上に維持すること。

イ. 各事業年度末日時点の借主の報告書等の損益計算書上の経常損益を、2期連続して損失としないこと。

当事業年度末の借入残高2,400,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成25年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

イ. 借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上しないこと。

当事業年度末の借入残高1,000,000千円について、下記の財務制限条項が付されております。

ア. 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される営業損益において損失を計上したとき。

イ. 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される負債の部の合計金額が単体の貸借対照表に記載される資産の部の合計金額を上回ったとき。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 9,153千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 47株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
借地権否認額	20,004千円
ゴルフ会員権評価損	4,972千円
繰越欠損金	5,477千円
未払事業税	15,066千円
不動産取得税概算計上	2,415千円
その他	4,240千円
繰延税金資産小計	52,176千円
評価性引当額	△27,851千円
繰延税金資産合計	24,324千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,499千円
繰延税金負債合計	△1,499千円
繰延税金資産の純額	22,825千円

(2) 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、改正前の法定実効税率によった場合に比べ、繰延税金資産の金額は1,277千円減少し、法人税等調整額が1,277千円増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	50,206千円
1年超	112,964千円
合計	163,171千円

オペレーティング・リース取引(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	52,655千円
1年超	118,475千円
合計	171,131千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会社等の名称 又は氏名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	新日本商業開発 株式会社	(所有) 直接 65.0	債務保証 役員の兼任	借入に対する債務保証 (注1)	390,000	—	—
子会社	株式会社J	(所有) 直接 100.0	債務保証 資金の貸付 役員の兼任	借入に対する債務保証 (注1)	5,550,000	—	—
				資金の貸付(注2)	430,000	短期貸付金	430,000
				利息の受取(注2)	7,253	未収入金	7,253

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 債務保証は、金融機関からの借入に対して債務保証を行っているものであり、保証料の支払は受けておりません。
2. 株式会社 J に対する資金の貸付(無担保)については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年間、期間満了一括返済としております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及び その近親 者	松岡哲也	(被所有) 直接 57.3	当社代表 取締役社長	新株予約権(ストック オプション)の行使 (注2)	90,000	—	—

- (注) 1. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 新株予約権行使は、平成18年3月10日開催の取締役会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 421円41銭
- (2) 1株当たり当期純利益 106円38銭

当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

日本商業開発株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 平井文彦®
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 林直也®

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本商業開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本商業開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

日本商業開発株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 平井文彦®
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 林直也®

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本商業開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び大阪監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び子会社の監査役を兼務しております常勤監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月19日

日本商業開発株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 尾 崎 一 義 ⑩

監査役(社外) 清 水 章 ⑩

監査役(社外) 谷 口 嘉 広 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

第14期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は165,828,355円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要)	地位、担当 、な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつおか 哲也 (昭和36年7月10日生)	昭和61年4月 平成12年4月	兼松都市開発株式会社入社 当社設立 代表取締役社長(現任)	2,714,900株
2	ながおか 幸憲 (昭和41年12月26日生)	平成元年4月 平成12年4月 平成13年7月 平成17年6月 平成17年10月 平成19年7月 平成24年1月	兼松都市開発株式会社入社 株式会社グッテル入社 当社入社 当社取締役東京営業部長 当社取締役東京営業本部長 当社専務取締役東京支店長 当社専務取締役東京営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 新日本商業開発株式会社 代表取締役社長	144,000株
3	にしら 弘文 (昭和49年8月17日生)	平成10年4月 平成12年10月 平成17年6月 平成17年10月 平成19年7月 平成24年1月	兼松都市開発株式会社入社 当社入社 当社取締役開発営業部長 当社取締役開発営業本部長 当社常務取締役東京営業本部長 当社常務取締役投資運用本部長(現任)	144,000株
4	はらだ 博至 (昭和41年11月24日生)	平成2年4月 平成11年11月 平成12年9月 平成15年8月 平成16年12月 平成18年11月 平成19年7月 平成25年6月	兼松株式会社入社 京セラ株式会社入社 日本駐車場開発株式会社入社 株式会社マーケットメイカーズ取締役 当社入社 当社取締役 当社取締役大阪営業本部長 当社常務取締役大阪営業本部長(現任)	63,600株
5	いりえ 賢治 (昭和45年3月28日生)	平成2年4月 平成12年10月 平成17年6月 平成17年10月 平成20年7月	兼松都市開発株式会社入社 当社入社 当社取締役経財・総務部長 当社取締役管理本部長 当社取締役経財・経理本部長(現任)	130,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴 (重要 な兼職 の状況)	所有する当社 株式の数
6	にしおか たかし 西岡卓志 (昭和24年10月22日生)	昭和47年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱 東京UFJ銀行)入行 平成3年4月 小郡商事株式会社(現株式会社ファ ーストリテイリング)入社 平成14年2月 株式会社フェイス入社 平成18年5月 当社入社管理本部総務チームリーダー 平成20年6月 当社取締役 平成20年7月 当社取締役総務・人事本部長(現任)	6,800株
7	※ まつだ よしなり 松田良成 (昭和53年10月12日生)	平成14年10月 弁護士登録 森総合法律事務所(現森・濱田松本 法律事務所)入所 平成21年8月 漆間総合法律事務所(現弁護士法人 漆間総合法律事務所)開業 代表社員(現職) 平成25年1月 株式会社ヘリオス取締役(現任) 平成25年6月 はるやま商事株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヘリオス 取締役 はるやま商事株式会社 社外監査役	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松田良成氏は、社外取締役候補者であり、名古屋証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
4. 松田良成氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意をあらかじめ得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所在地 (状況)	所有する当社株式の数
1	尾崎一義 (昭和26年4月19日生)	昭和49年4月 株式会社ダイエー入社 平成2年7月 株式会社ユアーズヨシダ入社 平成4年9月 株式会社すしボーイ入社 平成6年2月 新栄開発株式会社入社 平成9年8月 トーヨーポリマー株式会社入社 平成16年2月 株式会社日本リート入社 平成17年8月 当社常勤監査役就任(現任)		12,000株
2	清水章 (昭和32年11月10日生)	昭和56年4月 清水会計事務所入所(現任) 平成元年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成5年8月 公認会計士登録 平成12年8月 株式会社フェイス社外監査役(現任) 平成12年10月 税理士登録 平成18年11月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社フェイス 社外監査役		8,400株
3	谷口嘉広 (昭和21年7月30日生)	昭和44年4月 倉敷紡績株式会社入社 平成5年3月 同社企画開発部長 平成8年4月 同社綿合織企画部長 平成10年11月 同社繊維製品部長 平成12年6月 同社常勤監査役 平成18年9月 株式会社アラミス監査役(現任) 平成22年6月 倉敷紡績株式会社常勤監査役退任 平成25年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アラミス 監査役		1,000株

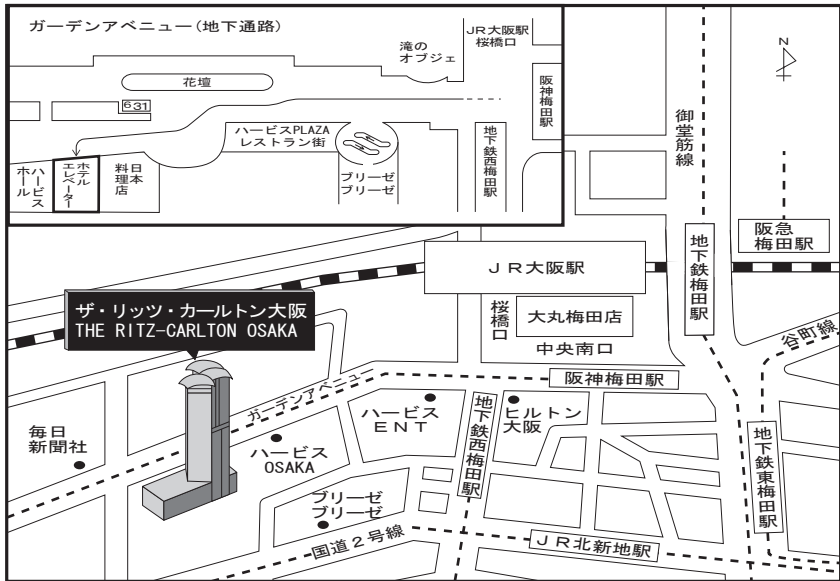
- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 尾崎一義氏、清水章氏及び谷口嘉広氏は、社外監査役候補者であり、名古屋証券取引所の定める独立役員候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
- ① 尾崎一義氏につきましては、総務部門の責任者として培われた豊富な知識・経験等を監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年10ヶ月となり、現在、名古屋証券取引所の定める独立役員であります。
- ② 清水章氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的な見地から職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年7ヶ月となります。

- ③ 谷口嘉広氏は、倉敷紡績株式会社における豊富な経験や幅広い見識をいかし、経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市北区梅田二丁目 5 番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・セントラルルーム
電話（代表） 06-6343-7000



最寄駅 JR大阪駅桜橋口より西へ徒歩約7分

- ・ガーデンアベニュー(地下通路)をご利用の方は、JR大阪駅桜橋口方面から、地下鉄西梅田駅を過ぎてさらに西進しますと、通路左手にホテル案内板 **631** がありますので、案内に沿ってお越しください。
- ・駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。